

重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人河内厚生会

あじさい福祉園短期入所事業所れるび

目 次

1. 事業所の概要
 2. 事業の目的と運営方針
 3. 事業所設備等の概要
 4. 利用に関する諸事項
 5. 職員の配置状況
 6. 提供するサービス及びその内容
 7. 利用料金
 8. 苦情等申し立て先
 9. 事故発生時の対応方法について
 10. 第三者評価について
 11. 緊急時の対応
 12. 協力医療機関
 13. 非常災害時の対策
 14. 利用時の留意事項
- 別紙1－(1)

※ なお、当サービスの利用は、原則として介護給付費の決定を受けた方が対象となります。

1. 事業所の概要

名 称	あじさい福祉園短期入所事業所れるび
所 在 地	茨城県稲敷郡河内町生板 8897
電 話 番 号	0297 (63) 5088
代 表 者 氏 名	理事長 秋山義継
設 立 年 月	平成 28 年 4 月 1 日

2. 事業の目的と運営方針

事業の種類	短期入所
事業の指定	平成 28 年 4 月 1 日茨城県指定 0813800398
事業の開始	平成 28 年 4 月 1 日
事業の目的	利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った適切な短期入所サービスの提供を確保することを目的とする。
事業の名称	あじさい福祉園短期入所事業所れるび
管理者の氏名	山中誓也
サービス管理責任者	君塚敦二
事業所の所在地	茨城県稲敷郡河内町生板 8897
電話番号	0297 (63) 5088 FAX0297 (63) 5099 メールアドレス fukushien-rerubi@aioros.ocn.ne.jp
運営方針	利用者の意思及びに人格を尊重し、常に利用者の立場に立って「安心して安全なそしてその人らしい豊かな暮らし」が実現できるような支援する。
利用定員	3 名
主たる対象者	知的障害者

3. 事業所設備等の概要

① 施 設

建物	構 造	木造地上 1 階
	建築面積	344.48 m ²
	延べ面積	308.88 m ²

② 主な設備等の種類

<種 類>	<面 積>
事務室	9.93 m ²
宿直室	7.45 m ²
WC 1	3.31 m ²
WC 2	4.96 m ²
WC 3	6.62 m ²
居室	9.93 m ²
居間	7.45 m ²
浴室・脱衣室 1	6.62 m ²
浴室・脱衣室 2	6.62 m ²
食堂	45.28 m ²
キッチン	7.45 m ²

※ 当事業所では、上記の施設・設備をご利用いただく事が出来ます。これらは、厚生労働省が定める基準により、指定障害福祉サービスのサービス提供に設備が義務付けられている施設設備です。これらの利用については、利用者に特別ご負担いただく必要はありません。

4. 利用に関する諸事項

① 利用申込み

毎月、利用希望日の前月の1日の午前9時から6日の午後17時までが受付期間です。休日や時間外なども受け付けができるようにFAXもしくはメールでお申込み下さい。所定のFAX用紙をご利用下さい。利用決定については、利用理由等を考慮し、調整した後、個々にFAXもしくはメールでご連絡させていただきます。

② 利用するにあたり必要なもの

- ・市町村から交付された障害福祉サービス受給証及び印鑑
- ・上履き
- ・下着等の着替え、
- ・歯ブラシ等の洗面用具
- ・薬等の医薬品（必ず職員にお伝えください。原則的には事業所で管理をさせていただきます。）
- ・その他必要な物品（なお、所持品には必ず名前を書いてください。）

着脱衣	利用者の心身の状況に応じ、能力を活用し衛生面にも配慮した援助を行います。
整 容	本人の希望に沿い、身だしなみに配慮し、清潔の保持を心がけます。
洗 濯	洗濯は、原則当事業所で行いますが、自立支援の観点からご自分で洗濯できる設備も整えております。
健康管理	日常生活上必要な管理、記録を行います。また、医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持の為に適切な援助を行います。利用者の病状急変等の緊急時には速やかに医療機関に連絡等を行います。
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談助言、援助を行います。
レクリエーション活動	ウォーキング、ゲーム等レクリエーションを取り入れ、体を動かすことを通して体力の維持や増進を図ります。

②障害者総合支援法に基づく介護給付費等の対象外のサービス

サービスの種類	サービスの内容
食事	希望により食事の提供をします。(実費がかかります)
生産活動	生産活動を行う上でかかる費用のうち、負担して頂くことが適当であるものに関して実費を頂きます。
余暇活動費	例えば...いちご狩りや日帰り外出などにかかる費用です。
日常生活上必要となる諸費用	利用者の日常生活用品の購入代金等や日常生活に要する費用で負担して頂く事が適当であるものに係る費用を頂きます。

③その他

サービスの種類	サービスの内容
サービス提供記録保管	契約の終了後、5年間は保管します。
サービス提供記録の閲覧	土、日、祝日、及び年末年始を除く、毎日9時から16時までです。
サービス提供記録の複写物の交付	複写1枚につき20円を徴収いたします。

7. 利用料金

①介護給付費並びに訓練等給付費における障害福祉サービスの利用料金・自己負担金額は、お手元にある障害福祉サービス受給証に記載されている負担金上限月額原則として1割をお支払いいただきます。

なお、利用者負担の軽減措置の対象の方もいますので、支給決定等通知書でご確認ください。

②給付費支給外サービス利用料金

・別紙1-(1)「給付費支給外サービス利用料金一覧表」に基づき利用料金をいただきます。

③サービス利用料金の支払い方法

・前記①②の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、請求があった月の末日までにお支払ください。

・当法人指定の金融機関へお振込みください。

利用料金合計額の請求書に記載されていますのでご確認ください。

・その際は生活介護サービス料金計算書(領収書)をお渡しいたします。

ア 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：銀行・信用金庫・ゆうちょ・農協

イ 下記指定口座への振込み

筑波銀行 龍ヶ崎東支店 普通預金 1093202 河内厚生会

ウ 窓口での現金によるお支払い

8. 苦情等申し立て先

苦情受付窓口	◇窓口担当者 山中誓也 ・ご利用時間 9:00~16:00 (土、日、祝祭日、年末年始を除く毎日) ※TEL 0297 (63) 5088 なお、担当者が不在の場合は、あじさい苑事務所までご連絡ください。TEL0297 (84) 0311
苦情解決責任者	サービス管理責任者 君塚敦二
第3者委員会	・田中 正一 TEL 0297-84-2054 ・田仲茂明 TEL 0297-86-3530
その他の窓口	・受給者証発行の各市町村役場の担当課 河内町 0297-84-2111

	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県運営適正化委員会 029 (241) 1133 〒310-0851 水戸市千波町 1918 番地 ・茨城県育成会苦情解決委員会 029 (243) 3838 〒310-0851 水戸市千波町 1918 番地 ・茨城県保健福祉部 029 (801) 3357 〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6
--	---

9. 事故発生時の対応方法について

- (1) 短期入所の提供より事故が発生した場合は、速やかに茨城県及び市町村、利用者の家族等に連絡して必要な措置を講じるものとする。
- (2) 短期入所提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

10. 第三者評価について

- (1) 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに町の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- (2) 会議の開催に併せ、会議の構成員が事業所を見学する機会を設ける。
- (3) 地域連携推進会議での報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。

11. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名 : 診療科 : 主治医 : 所在地 : 電話番号 :
緊急時連絡先①	住所 : 氏名 : 続柄 : 電話番号 :

緊急時連絡先②	住 所 :
	氏 名 :
	続 柄 :
	電話番号 :

12. 協力医療機関

医療機関名称	江戸崎病院
院長名	院長 秋本 優
所在地	茨城県稲敷市阿波 1299
電話番号	029-894-2611
診療科	精神科・内科・神経科・神経内科・脳神経外科

医療機関名称	
院長名	
所在地	
電話番号	
診療科	

13. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める「あじさい福祉園防災計画」により対応いたします。
防災訓練	別途に定めるあじさい福祉園防災計画により利用者も参加して実施いたします。
防災設備	・自動火災報知機 ・非常通報装置 ・スプリンクラー ・誘導灯 ・非常用照明灯 ・消火器

14. 利用時の留意事項

欠席・早退	危急時の欠席の際には電話連絡。または早退の際は事務所にその旨を申し出てください。
設備・器具等の利用	設備器具等は共同利用ですので、大切に利用してください。故意や過失により破損等を生じた場合、賠償いただくことがあります。
喫煙	喫煙は決められた場所で行ってください。それ以外の場所では禁煙となっています。

宗教・営利等の活動	利用者個人の思想、信念は尊重いたしますが、他の利用者の迷惑、あるいは事業所運営に支障をきたす宗教、政治活動、あるいは営利活動はご遠慮ください。
その他	他の利用者への暴力、誹謗行為、あるいは公序良俗に反する行為はご遠慮ください。

別紙1－(1) 給付費支給外サービス利用料金一覧表

【支給外サービスの取り扱いの要点】

①利用者、あるいは保護者が希望するもの。

②曖昧な各目による料金の徴収はできない。

事例・お世話料、管理協力など

③実費相当額の範囲内

※なお、各費用の算出に係る詳細についての説明を希望される方は、担当の職員がお話いたします。

項目	料金
食事 ①事業所内での給食です。 ②その他	朝食 260 円 昼食 670 円 夕食 570 円 ・加算が付く市町村がありますので受給証をご確認ください。 ・低所得対象者の方には減免措置がありますので受給証をご確認してください。 ・行事等に伴う特別な食事は実費が必要となります。
居室に係る光熱水費	1 日につき 200 円
日常活動費（材料費） ①日中活動におけるハサミや色紙等、工作や創作の諸材料に必要な費用です。	実費になります。
余暇活動費	実費になります。
送迎サービス	5 km まで無料、以降 1 km 毎に 20 円を加算 但し、河内町内は除く。
病院・施設送迎サービス	5 km まで 1,840 円、以降 1 km 毎に 20 円加算
病院受診付添費	(8 : 15～17 : 15) ①2 時間まで 2,000 円 ②2 時間以上 4 時間まで 4,000 円 ③4 時間以降 2 時間毎に 2,000 円を加算 (5 : 01～8 : 14、17 : 16～21 : 59) ① .②.③の料金の 125% (22 : 00～翌 5 : 00) ①.②.③の料金の 150%
その他	コピー、F A X 等は 1 枚 20 円 電話、宅配便等は実費となります。

私は、本書面に基づき「社会福祉法人 河内厚生会が運営する、あじさい福祉園において障害者総合支援法に規定する短期入所事業に関する重要事項（説明書）を当事業所の職員（職名 ）（氏名 ）から説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

《利用者》

住所 〒

氏名

印

《保護者・後見人等》

住所 〒

氏名

印

令和 年 月 日

当事業所は、 様に対する短期入所事業サービスの提供にあたり、上記の重要事項（説明書）について説明をいたしました。

《事業所》

あじさい福祉園短期入所事業所れるび

住所 茨城県稲敷郡河内町生板 8897

電話 0297 (63) 5088

名称 社会福祉法人 河内厚生会

理事長 秋山義継 印

説明者職名

氏名

印